

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第16号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法施行細則（平成20年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>第3条 削除</b></p>	<p><u>（指定居宅介護支援事業者の指定等の申請）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者又は法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（1）事業所の位置図</u></p> <p><u>（2）指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真（以下「居宅介護支援の設備等の写真」という。）</u></p> <p><u>（3）申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類</u></p> <p><u>（4）事業所の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類</u></p> <p><u>（5）申請に係る事業に係る従業者が携行する身分証の様式</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者が当該指定について既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p>				
<p>（指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出）</p>	<p>（指定居宅サービス事業者等又は指定居宅介護支援事業者に係る変更の届出）</p>				
<p><b>第4条</b> 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p><b>第4条</b> 法の規定により指定居宅サービス事業者等又は指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>				
<p>（1）～（3） （略）</p>	<p>（1）～（3） （略）</p>				
<p>（4）届出に係るサービスの種類</p>	<p>（4）届出に係るサービスの種類 <u>（指定居宅介護支援事業者が届出をする場合を除く。）</u></p>				
<p>（5）・（6） （略）</p>	<p>（5）・（6） （略）</p>				
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>				
<p><b>別表第2（第4条関係）</b></p>	<p><b>別表第2（第4条関係）</b></p>				
<table border="1"><tr><td>変更事項</td><td>添付書類</td></tr></table>	変更事項	添付書類	<table border="1"><tr><td>変更事項</td><td>添付書類</td></tr></table>	変更事項	添付書類
変更事項	添付書類				
変更事項	添付書類				

(略)	
事業所の病院、診療所、介護老人保健施設又はその他の別	(略)
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1～3 (略) 4 居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 5 (略)
(略)	

(略)	
事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の別	(略)
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1～3 (略) 4 居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真又は居宅介護支援の設備等の写真 5 (略)
(略)	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。